

# 納入書兼領収証書

## 年度入湯税

特別徴収義務者	所在地(住所)及び名称(氏名)										様
	指定番号	年 月 分									
納入金額	税 額										百 十 万 千 百 十 円
	延 滞 金										
	督促手数料										
	加算金										
	合 計										
納入期限		年 月 日									
上記のとおり領収しました。						領収日付印					
岐阜市指定金融機関 岐阜市収納代理金融機関											

(この領収書は、5年間保存してください。)

岐阜市

# 納入済通知書

## 年度入湯税

特別徴収義務者	所在地(住所)及び名称(氏名)										様
	指定番号	年 月 分									
納入金額	税 額										百 十 万 千 百 十 円
	延 滞 金										
	督促手数料										
	加算金										
	合 計										
納入期限		年 月 日									
上記のとおり収納しましたので通知します。						領収日付印					
岐阜市指定金融機関 岐阜市収納代理金融機関											

(受付金融機関→十六銀行→市役所)

岐阜市

### \* 納付場所

十六銀行	三菱UFJ銀行
大垣共立銀行	あいち銀行
名古屋銀行	岐阜信用金庫
大垣西濃信用金庫	関信用金庫
岐阜商工信用組合	イオ信用組合
近畿産業信用組合	東海労働金庫
ぎふ農業協同組合	以上の本・支店

### \* 延滞金

納期限までに税金を完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金額を加算して納付しなければなりません。この場合における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。ただし、延滞金に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。

### \* 督促状

納期限までに税金を完納されないときは、督促状が発付されます。なお、督促状発付日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る徴収金を完納しないときは、延滞処分を受けることになります。